

# 矢板市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2024

## 1. 目的

矢板市建築物耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者との連携、市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、矢板市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）において、住宅耐震化にかかる取り組みを位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、アクションプログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

## 2. 位置づけ

アクションプログラムは、矢板市建築物耐震改修促進計画「第3章住宅・建築物の耐震化を促進するための施策」に基づき策定する。

## 3. 取組内容・目標・実績

計 画	
令和6年度の取組内容	
【財政的支援】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造住宅に対する耐震診断士派遣制度の実施（無料）</li> <li>・木造住宅の耐震改修に対する一部補助</li> <li>・木造住宅の耐震建替に対する一部補助</li> </ul>	
【普及啓発活動】	
①住宅所有者に対する直接的な耐震化促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・約50戸の戸別訪問を実施（継続実施）</li> </ul>
②耐震診断実施者に対する耐震化促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断結果報告時にパンフレットの配布・説明により耐震改修等を促進</li> <li>・耐震診断後、一定期間経過しても耐震改修等を行っていない方への耐震改修の促進</li> </ul>
③改修事業者の技術力向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改修事業者に対する耐震改修等説明会の実施</li> <li>・関係機関との連携による改修事業者等のリスト公表</li> </ul>
④市民への周知普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌により耐震改修の必要性の周知を実施</li> <li>・市民向けイベントにおける啓発活動の実施</li> <li>・パンフレットによる支援制度の周知を実施</li> </ul>
令和6年度の目標	
・耐震診断士派遣戸数	3 戸
・耐震改修費補助戸数	1 戸
・耐震建替費補助戸数	1 戸

自己評価	
前年度（令和5年度）の取組内容	
【財政的支援】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造住宅に対する耐震診断士派遣を実施</li> <li>・木造住宅の耐震改修に対する一部補助</li> <li>・木造住宅の耐震建替に対する一部補助</li> </ul>	
【普及啓発活動】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市広報誌「広報やいた」6月号に掲載</li> <li>・パンフレットによる支援制度の周知を実施</li> <li>・耐震診断結果報告時にパンフレットの配布・説明により耐震改修等を促進</li> <li>・約50戸の戸別訪問を実施</li> <li>・改修事業者に対する耐震改修等説明会の実施（塩谷町と共催）</li> <li>・関係機関との連携による改修事業者等のリスト公表</li> <li>・市民向け無料相談会の実施</li> </ul>	
課題	
今後も耐震事業の推進に向け、耐震化の必要性及び補助制度等の普及啓発を図る必要がある。	
改善策	
関係各機関の連携による普及啓発や耐震補助制度の更なる情報提供を積極的に行う。	
前年度までの実績	
・耐震診断費補助戸数	15 戸
・耐震診断士派遣戸数	2 戸
・耐震改修費補助戸数	3 戸
・耐震建替費補助戸数	11 戸

## 4. 検証・公表

社会経済状況や関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じてアクションプログラムの検証を行い、見直しを行う。アクションプログラムの取り組みに伴う実施・達成状況については、市のホームページに公表する。